別表９　第１号様式

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付申請書

年　月　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号

住　　　所

法人にあっては所在地

　　　　　　　　　氏　　　名

法人にあっては名称及び代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（個人にあっては生年月日・性別を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　T. S. H　　　年　　月　　日生

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　性　別　　　男・女

神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、３の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第１号様式別紙）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

　１　申請内容

|  |  |
| --- | --- |
| 水素供給設備名称 |  |
| 設置事業所住所 |  |
| 新設／既設の別 | 新設 | 既設（増設・改造） |
| 補助対象経費 | 円 |
| 経済産業省補助金 | 交付決定額 | 円 |
| 交付決定番号 |  |
| 補助金交付申請額※ | 円（千円未満切捨て） |
| 当該施設等の総敷地面積 | 　　　m2　（うち、当該設備に係る使用面積　　　　m2） |
| 事業着手予定月 | 年　　　月 |
| 事業完了予定月 | 年　　　月 |
| 実績報告書提出予定月 | 年　　　月 |
| 本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無 | 　有　　　　　無 |

　　※補助金交付申請額は、補助対象経費に５分の４を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額、又は35,000千円のうち、いずれか低い額を上限とする。定置式水素ステーションを設置していない市町村に新たに整備する場合、又は大型事業用車両への充填が可能な水素ステーションを整備する場合は、7,000千円を加算した額とする。

２　連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 |  |
| 所属課名等 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 電子メール |  |

３　誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

(1) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

(9) 本補助金の交付を受けようとする者にあっては、県の同一会計年度内に、同一の設置場所において、次の補助金のいずれの交付申請もしていないこと。

ア　かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第３条第１項第１号から第３号まで及び第９号から第11号までに掲げる補助金

イ　神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金

別表９　第１号様式別紙

役員等氏名一覧表

　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 氏名のカナ | 生年月日(大正Ｔ,昭和Ｓ,平成Ｈ) | 性別(男･女) | 住所 |
| 代表者 |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |
|  |  |  | TSH | .　　.　 |  |  |

記載した全ての者は、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

（法人名称）

（代表者の職・氏名）

別表９　第２号様式（第７条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書

第　 　　　号

年　　月　　日

様

神奈川県知事

（公印省略）

年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり決定したので、規則第６条の規定により通知します。

１　補助金額　　　　　　　　　　　　円

２　補助条件

(1) この補助金の対象となる事業は、　　　年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の３月末日までに事業を完了しなければなりません。

(2) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。

(4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

(6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

ウ　補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(7) 補助事業は、この補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度中に完了しなければならず、完了しない場合は、既に交付した補助金額に相当する額を県に納付しなければなりません。

(8) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(9) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

３　この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から２か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の４月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第１条第１項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

４　この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の３月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに３の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

５　補助事業により設置した設備については、要綱別表９「17　第17条第１項の知事が定める財産の種類及び期間」に定める期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、必要に応じて、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

６　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

７　次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人事業者にあっては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

８　この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表９　第３号様式（第７条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金不交付決定通知書

第　 　号

年　月　日

 　　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事

（公印省略）

　　　年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

（交付しない理由）

別表９　第４号様式（第11条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号

住　　　所

法人にあっては所在地

氏　　　　名

法人にあっては名称及び代表者職・氏名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

１ 変更の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付申請額 | 変更前 | 変更後 |
| 千円 | 千円 |

２　変更の理由

注　交付申請に添付した書類のうち、変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

別表９　第５号様式（第11条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

神奈川県知事

（公印省略）

　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり決定したので、規則第６条の規定により通知します。

１　補助金額

　　　既決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　今回変更交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助条件

(1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、　　　年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。

(2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

(4) その他の交付条件については、　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表９　第６号様式（第11条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更不承認通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事

（公印省略）

　　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第２項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表９　第７号様式（第11条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認申請書

　　年　月　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号

住　　　所

法人にあっては所在地

氏　　　　名

法人にあっては名称及び代表者職・氏名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

１ 中止・廃止の内容

２　中止・廃止の理由

別表９　第８号様式（第11条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金

中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事

（公印省略）

　　　年　　月　　日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第４項の規定により通知します。

別表９　第９号様式（第11条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止不承認通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事

（公印省略）

年　　月　　日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第４項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表９　第10号様式（第12条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金実施状況報告書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者 郵便番号

住所

法人の場合は所在地

氏名

　法人の場合は名称及

び代表者の職・氏名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業の　　　年　月　日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

１　補助事業の執行状況

２　補助対象経費の執行状況

別表９　第11号様式（第15条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書

年　月　日

神奈川県知事　殿

郵便番号

住　　　所

法人にあっては所在地

氏　　　名

法人にあっては名称及び代表者職・氏名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 水素供給設備名称 |  |
| 設置事業所住所 |  |
| 新設／既設の別 | 新設 | 既設（増設・改造） |
| 補助対象経費 | 円 |
| 経済産業省補助金 | 交付確定額 | 円 |
| 交付決定番号 |  |
| 当該施設等の総敷地面積 | 　　　m2　（うち、当該設備に係る使用面積　　　　m2） |
| 事業着手日 | 年　　　月　　　日 |
| 事業完了日 | 年　　　月　　　日 |
| 本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無 | 　有　　　　　無 |

（補助金振込先）通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 口座名義人 | （フリガナ） |
|  |
| 金　融　機　関　名 |  |
| 店　　　　　　　名 |  |
| 預金の種類 | 普通　　・　　当座　 |
| 口座番号 |  |

 注１　申請者名義の口座に限ります。

注２ 通帳等の写しを添付してください。

別表９　第11号様式別紙

神奈川県水素ステーション整備費補助金仕様変更報告書

　　年　　月　　日

申請者 氏名

法人等の場合は名称及

び代表者の職・氏名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

１　交付申請額

　　　　　　　　円

２ 変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

３　変更の理由

別表９　第12号様式（第16条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付額確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事

（公印省略）

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知（　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号）により交付決定した補助金については、　　　年　　月　　日付けで提出された神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書に基づき、交付額を　　　　　円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

別表９　第13号様式（第17条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認申請書

年　月　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号

住　　　所

法人にあっては所在地

氏　　　名

法人にあっては名称及び代表者職・氏名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので、承認を受けたく、申請します。

１　処分しようとする財産の明細

２　処分の方法（※）

※　譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること、目的外使用の場合は、用途を記載すること。

３　処分の理由

別表９　第14号様式（第17条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

 神奈川県知事

 （公印省略）

　　　年　　月　　日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第３項の規定により通知します。

１　処分する財産の明細

２　処分の方法

３　承認の条件

1. 処分が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。

　(2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注　承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表９　第15号様式（第17条関係）

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分不承認通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　様

神奈川県知事

（公印省略）

　　　年　　月　　日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第３項の規定により通知します。

（承認しない理由）